

# 令和4年度(2022年度) 熊谷市日本脳炎予防接種年齢別対応表

令和4年3月作成

年齢	生年月日	【第1期】予診票送付時期	【第2期】予診票送付時期	予診票の種類、取り扱い等
20歳	平成14年4月2日～平成15年4月1日生 (20歳の誕生日の前日まで対象)	平成14年度生まれは、生年月日によって 実施対象年齢外となるので注意！ 平成23年度 送付済	平成23年度 送付済	<b>【平成14年4月2日～平成19年4月1日生】</b> <b>① 第1期：～20歳未満</b> <b>② 第2期：9歳～20歳未満</b> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     特例対象者で予診票の年齢が                      「第2期：9歳～13歳未満」の予診票は                      読み替えて使用可能                 </div>
19歳	平成15年4月2日～平成16年4月1日生	平成24年度 送付済	平成28年度 送付済	
18歳(高3)	平成16年4月2日～平成17年4月1日生	平成25年度 1期送付済		
17歳(高2)	平成17年4月2日～平成18年4月1日生	平成22年度 1期送付済		
16歳(高1)	平成18年4月2日～平成19年4月1日生			
	平成21年4月2日～平成21年10月1日生	<b>平成22年度～</b> <b>通常スケジュール</b> (順次3歳の誕生日の前月に送付)	<b>平成28年度～</b> (順次9歳の誕生日の前月に送付)	<b>【平成21年4月2日～平成21年10月1日生】</b> <b>③ 第1期：3歳～7歳6か月に至るまで</b> <b>④ 第2期：9歳～13歳に至るまで</b> 「経過措置」の方で、第1期(3回)が完了して いない場合、第2期の対象年齢内(9歳～13歳 未満)で不足分の接種が可能 ★ 第1期不足分の予診票は窓口にて交付
	<b>【平成21年10月2日生～】</b> 通常スケジュールで接種			<b>【平成21年10月2日生～】</b> 通常スケジュールで接種

◎ 特例措置【平成14年4月2日生～平成19年4月1日生】：第1期・第2期の未接種分を20歳未満まで定期接種として接種可能。

◎ 経過措置【平成21年4月2日生～平成21年10月1日生】：第1期の未接種分を第2期の対象年齢内(9歳～13歳未満)で定期接種として接種可能。

◎【平成21年10月2日生～】：通常スケジュールで接種

**予診票(転入、再交付等)は、母子健康センター窓口にて交付可能。(来所時必要なもの：母子健康手帳)**